

林地開発許可申請の手引

令和7年5月26日

千葉県農林水産部森林課

◎「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）の規制開始を踏まえた「千葉県林地開発許可審査基準」の一部改正に伴う林地開発許可申請の手引の改正について

この手引は、令和7年5月26日から、千葉県において「宅地造成等規制法」の改正法である「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に基づく規制が開始されることを踏まえた「千葉県林地許可審査基準」の一部改正に伴い一部修正したものであり、令和7年5月26日から施行する。

1 盛土規制法に基づく規制開始について

令和7年5月26日から、千葉県全域が盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域に指定され、規制が開始される。

2 千葉県林地許可審査基準の一部改正について

【主な改正概要】

(1) 宅地造成等規制法が盛土規制法に改正されたことに伴う審査基準の改正

ア 災害の防止（森林法第10条の2第2項第1号関係事項）に関する一部基準

①切土及び盛土に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないとしつつ、その場合も、過去の林地開発許可地で発生した災害を踏まえて追加した一部基準に適合するものであることを規定。

②擁壁の設置、その他のり面崩壊防止措置に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないことを規定。

③切土及び盛土ののり面の保護に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないことを規定。

④雨水等の排水施設に関する基準

盛土規制法の技術的基準によることとして差し支えないとしつつ、その場合も、令和4年度に国からの技術的助言を踏まえて追加した一部基準等に適合するものであることを規定。

⑤調節池、浸透池及び沈殿池の設置に関する基準

盛土規制法の技術的基準に調節池等の設置に係る明確な規定がないことから、盛土規制法の技術的基準との整合は図らないことを規定。

イ 水害の防止（森林法第10条の2第2項第1号の2関係事項）に関する基準

①調節池の設置に関する基準

盛土規制法の技術的基準に調節池の設置に係る明確な規定がないことから、盛土規制法の技術的基準との整合は図らないことを規定。

(2) その他の改正

ア 書籍名等の変更等